

# 「こどもまんなかマナーアップ県民運動事業」業務委託仕様書

## 1 業務の目的

令和5年度実施した「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」の結果から、地域における「人々のつながり」が強いほど「若者の居心地のよさ」や「子育て世帯の居心地のよさ」が強くなり、結婚や子どもに対する肯定的な考えが強くなることや、持てると思う子ども数のうち「3人」が増えることが明らかになった。

これらの結果を踏まえ、秋のこどもまんなか月間である11月から、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図る「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を実施し、子どもや子育て世帯が居心地がよいと感じる、子育てに優しい社会を実現することを目的とする。

## 2 業務の名称

「こどもまんなかマナーアップ県民運動事業」業務

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 委託金額

10,926,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 5 業務内容

「こどもまんなかアクション（※1）」の岡山県版として、妊産婦や子ども、子育て世帯に対する手助けなどのサポート活動を「オタスケモモスケ（※2）」とし、「子ども・子育て応援ヒーローモモスケになろう！オタスケモモスケ」をキャッチフレーズに、この活動の認知を高め、県民や企業、店舗等、様々な事業体を巻き込みながら、県内全域に広げる。なお、県民運動による意識改革を目的とすることから、令和6年度事業からの継続性を意識すること（※3）。ただし、効果を高めるため、記載されている仕様以上の取組を行うことについては、可とする。

### （※1）こどもまんなかアクションとは

妊産婦や子ども、子育て世帯の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人が子どもや子育て世帯の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しするもの。

### （※2）オタスケモモスケの事例

- ・公共交通機関利用時に、席を譲る
- ・エレベーターで順番を譲る
- ・階段の前でベビーカーと大きな荷物を持って困った様子の方がいたら、声をかける

### (※3) 令和6年度の制作物

昨年度、ポスター、ノベルティ、啓発用動画等を制作している。企画提案に当たり、昨年度の制作物のデータを希望する場合は、必要なデータを明記し、誓約書を提出すること。なお、当該データについては、本事業に係る企画提案を行うためにのみ使用し、その他の目的以外には一切使用しないこと。また、企画提案後は、破棄すること。

## 6 企画提案内容

### (1) 県民運動の実施計画の策定

受託者は、「オタスケモモスケ」の認知が向上し、県民や企業、店舗などが積極的に「オタスケモモスケ」に参加することを促進するための実施計画（事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定すること。

※別途提供する参考資料（ももっこアプリを活用した子育て世帯に対するアンケート「子育て中に周りの人にしてもらって嬉しかったこと、嫌だったことに関するアンケート」の結果概要）を参考に企画することとする。当該資料の集計前データを希望する場合は、誓約書を提出すること。

なお、当該資料については、本事業に係る企画提案を行うためにのみ使用し、その他の目的以外には一切使用しないこと。また、企画提案後は、破棄すること。

### (2) 県民参加型の企画の立案及び実施

- ・子どもや子育て世帯を取り巻く県民や企業、店舗等の子育てを応援する気運醸成につながる企画とすること。
- ・県民が自発的に子育て世帯に思いやりのある行動に移せるような企画とすること。
- ・男女問わず多くの県民が参加しやすい企画とすること。
- ・県民への普及啓発効果が、事業者の事業活動にも影響を及ぼすことが期待できるような企画とすること。
- ・11月第1週を目途に、早期の話題喚起のため、知事を活用したイベントなど効果があると見込める企画を実施すること。

(企画例)

- ・著名人と知事によるトークショー
- ・公共交通機関でのキックオフイベント など

### (3) 動画の作成及びインターネット広告の企画・運用

- ・「オタスケモモスケ」の認知を高めるための動画を1本以上作成すること。なお、デジタルサイネージ等に活用することを想定し、15秒を基本とする。
- ・作成した動画や既存の制作物を活用し、インターネット広告の配信を行うこと。

### (4) 啓発用ノベルティの制作及び各種広報媒体での県民に向けたPR

- ・啓発用ノベルティ（缶バッジ、リーフレット等）を制作し、広く県民に届くPRを行うこと。なお、(1)における県民参加型の企画と連動してPRできるよう検討すること。ノベルティの種類、個数は提案によるものとする。
- ・「こどもまんなかマナーアップ県民運動」について知ってもらうためのPRを行う

こと。

- ・必要に応じて、企業や店舗等が取り組んでいる「オタスケモモスケ」について、PRを行うこと。
- ・県民参加型企画への参加を促すことができるようなPRを行うこと。

(PR方法例)

- ・ラッピングバス
- ・県職員等による街頭・公共交通機関等でのノベルティ配布による啓発
- ・マスメディアを活用した啓発等

《留意事項》

県が別途行う広報業務が発生した場合、当該業務に活用する電子データの作成を行うこと。

#### (5) ポスター等の制作、印刷、発送等

- ・令和6年度に制作したデザインを踏襲したうえで、必要に応じて内容を更新すること。なお、「オタスケモモスケ」を認知させ、子育て世帯に思いやりのある行動に移せるよう啓発する内容とすること。具体的なデザインは県と協議の上、決定すること。
- ・次のポスター等を制作し、令和7年10月中旬までに印刷し、11月までに県が指定する発送先へ発送すること。

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ①一般周知用ポスター（B2サイズカラー片面）            | 800部  |
| ②スーパー掲示用ポスター（B2サイズカラー片面）          | 800部  |
| スーパーにおける「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。      |       |
| ③バス掲示用ポスター（B3横長サイズカラー片面）          | 600部  |
| バス利用時における「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。     |       |
| ④タクシー掲示用ポスター（B5サイズカラー片面）          | データのみ |
| タクシー利用時における「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。   |       |
| ⑤JR駅掲示用ポスター（B1サイズカラー片面）           | 100部  |
| 公共交通機関利用時における「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。 |       |
| ⑥JR車内中吊り用ポスター（B3サイズカラー片面）         | 450部  |

※ポスター下部に、企業名やメッセージを入れられるよう、Word形式やPPT形式でも納品すること。

#### (6) ホームページの運用

「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を周知する特設サイトを運用すること。なお、運用に必要なIDやパスワード等については、別途提供する。

※現行の特設サイトのURLは、次のとおり

URL：<https://8092-okayama.jp/otasukemomosuke/>

#### (7) その他独自提案（なくても可）

目的を達成する企画等で有効なものがあれば別途提案すること。

## 6 県民運動（啓発）の期間

県民運動の期間は令和7年11月1日（土）から令和7年2月28日（土）までとする。特に11月は秋のこどもまんなか月間であるため、注力して啓発すること。ただし、この期間以外での広報を実施する場合がある。

## 7 成果品の納品等

ポスターやPR動画、ノベルティ、県民参加型の企画実施及び各種広報媒体に使用した電子データを納品すること。

## 8 業務完了報告書の作成等

- (1) 業務完了報告書を作成し、電子データ及び書類1部を県に提出すること。
- (2) 業務完了報告書は、上記の実施項目の結果をとりまとめるとともに、どの程度の県民に認知や理解を広めることができたかなど、企画の成果の定量的な評価や改善点、総評となる内容を記載し、報告すること。
- (3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

## 9 著作権等

- (1) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。また、二次利用できることを原則とする。
- (2) 他人の名誉、信用、プライバシー権、著作権・肖像権、その他の権利を侵害しないこと。また、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（著名人、キャラクター、音楽等）を活用する際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。利用権に期限がある場合には明示すること。
- (4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 10 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 11 その他

- (1) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を

除き、受託者の責任において解決すること。

- (2) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定すること。
- (4) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。ただし、必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。
- (5) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と認めるときは、あらかじめ県の承諾を得たうえで、その一部を再委託することができるものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、県と協議するものとする。
- (6) 子ども未来課の他事業を受託した事業者が当事業を受託した場合、他事業との連携も図り、効果的に事業を実施すること。

<評価基準>

評価項目			配点
技術提案書	委託業務を実施するに当たっての総合企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て世帯が居心地がよいと感じる、子育てに優しい社会の実現に向けての課題認識や、マナーアップに係る普及啓発についての考え方が適切であるか。</li> <li>県民や企業、店舗などが積極的に「オタスケモモスケ」に参加することを促進する実施計画が策定できているか。</li> </ul>	15
	県民参加型の企画の立案及び実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て世帯を取り巻く県民や企業、店舗等の子育てを応援する気運醸成につながるような企画であるか。</li> <li>県民が自発的に子育て世帯に思いやりのある行動に移せるような企画であるか。</li> <li>普及啓発効果を高める工夫を凝らし、男女問わず多くの県民に参加してもらえる企画であるか。</li> <li>県民への普及啓発効果が、事業者の事業活動にも影響を及ぼすことが期待できるような企画であるか。</li> <li>企画成果を定量的に評価できる内容であるか。</li> </ul>	35
	動画の作成、インターネット広告の企画 ・運用、各種広報媒体でのPR、ポスター等の制作、ホームページの運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オタスケモモスケ」を認知させ、子どもや子育て世帯に思いやりのある行動に移せるような内容となっているか。</li> <li>企業や店舗等が取り組んでいる「オタスケモモスケ」について知ってもらう内容となっているか。</li> <li>県民参加型企画への参加を促すことができるような内容となっているか。</li> </ul>	35
	過去の実績内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実績やその内容から、本事業の効果的な実施が期待できるか。</li> </ul>	5
見積書	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費見積書の内容は妥当であるか。</li> </ul>	10
合計			100